平成２４年（フ）第２５３号
盛岡市箱清水２丁目７番14号　コーポ風林203号
債務者　吉田　研一
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２５６号
盛岡市つつじが丘42番10―６号
債務者　笹川真里佳
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２６９号
盛岡市月が丘１丁目27番10号
債務者　青田　幸一
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２０９号
広島県福山市西深津町６丁目４番14号　サンシティーウエノＡ101、旧住所広島県福山市明王台５丁目１番24号
債務者　柏木志保美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２１３号
広島県府中市府中町57番地１
債務者　上野　トミ
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７６号
佐賀県唐津市厳木町本山89番地34
債務者　峰松るり子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４３号
福島県白河市大信増見字中沢１番地　市営３―405号
債務者　小松　和弥
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第５５６号
神戸市東灘区青木２丁目３番21―404号
債務者　湯之上都子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５４号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目３番１―202号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町２丁目５番18―807号
債務者　矢野　秀明
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１２号
神戸市北区鈴蘭台北町９丁目15番４号
債務者　田窪　孝子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６号
島根県仁多郡奥出雲町亀嵩1546番地
債務者　松島　繁義
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３０号
松江市西川津町1026番地１
債務者　本田　一秀
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
鹿児島県肝属郡肝付町新富3875番地
債務者　木原　優子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
熊本市東区東本町21番11―502号
債務者　土田　法広
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６４４号
東京都八王子市南町３番19号シャトルミナミ202号
債務者　青井　貞夫
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０７４号
東京都日野市三沢１丁目13番地の17
債務者　土岐美恵子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２０５５号
埼玉県狭山市富士見２丁目12―36―205
債務者　深沢　麻耶
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時　東京地方裁判所民事第20部